

社会 保 障 法 判 例

根 岸 忠

厚生年金基金による老齢年金給付の減額に同意しない受給者の年金減額が有効とされた事例（りそな企業年金基金・りそな銀行（退職年金）事件）

東京地方裁判所平成20年3月26日判決（平成17年（ワ）第12995号退職年金額確認等請求事件）『労働判例』965号51頁、『労働経済判例速報』2007号3頁）

I 事実の概要

1 被告Y1は、平成15年3月にD銀行とA銀行が合併して発足した銀行であり、訴外S銀行、持株会社であるRホールディングス等とRグループを形成している。Y1を含めたRグループに属する銀行等が設立事業所となって、平成15年3月にD銀行厚生年金基金、A銀行厚生年金基金及びK銀行厚生年金基金が統合され、R厚生年金基金（これら各基金をまとめて「本件各基金」といい、R厚生年金基金を「R基金」という）が設立された。

原告である11名（以下「Xら」という。亡Hの訴訟承継人であるX8を含む）は、従前Y1やその前身たるD銀行やA銀行、さらにはA銀行の前身たるZ銀行に使用されていた者であり、D銀行厚生年金基金、A銀行厚生年金基金、Z銀行厚生年金基金などR基金の前身である厚生年金基金から老齢年金給付を受けていたが、現在はいずれもR基金から前記給付を受給している者である。

2 R基金は、厚生年金保険法（以下「厚年法」

という）上の老齢厚生年金の給付を政府に代わって行う部分である「代行部分」に若干の上乗せ加算が付加された「基本部分」と、基本部分と区分された上乗せ加算となる「加算部分」からなる「加算型」と呼ばれる給付類型を採用している。

3

(1) Y1の経営が悪化したことにより、RホールディングスとR基金は、代行の返上、加入員につき加算年金の一部の廃止並びに受給者及び受給待期者（以下「受給者等」という）の老齢年金給付の支給額の減額を柱とする基金制度の改革策を実施することとした。

このうち受給者等に対する老齢年金給付の減額措置については、加算年金を対象として、いわゆるキャッシュ・バランス・プラン類似の仕組みを採用することとし、年5.5～8.0%に固定していた給付利率を3.5%と設定して再計算する等といった仕組みのもの（以下「本件減額」という）と定められた。これにより、年金額は平均で約13.2%、最大約21.8%程度引き下げられることとなった。

(2) 平成15年8月、R基金は、受給者等全員に対し、給付額の見直しについての考え方や、同

基金の状況等について情報提供や説明を希望する事項などにつき選択肢形式で構成されたアンケート文書を送付して、受給者等からの意見を求め、上記アンケートの結果の報告と同基金の現状や本件減額等に関する説明会を主要都市で、平成15年10月、同年12月、平成16年1月に行った。

平成16年1月、R基金は、すべての受給者等に対し、本件減額につき賛同を求める旨及び賛同する場合には、添付の同意書面にその旨を記して同基金に送付することを求める旨の「加算年金制度見直しに関するご賛同のお願い」と題する文書を発したところ、受給者等総数1万5,766人のうちの1万2,613人（約80%）から、本件減額に賛同する旨の同意書が提出された。しかし、Xらはいずれも、この同意書面を提出しなかった。

(3) 平成16年4月23日、R基金の代議員会は、規約の変更を決議した。R基金は、平成16年4月30日付けで、厚生労働大臣に対し、上記規約変更につき認可を求める申請をし、平成16年7月28日、厚生労働大臣が当該規約変更を認可した（以下「本件認可」という）ことから、R基金は規約の変更を行った（以下「本件規約変更」という）。

(4) 以上の経緯を経て、R基金は、Xらを含めた受給者等に対し、本件規約変更に基づき再計算した老齢年金給付の支給額を通知し（以下「本件通知」という）、平成16年8月1日以降、R基金は、Xらに対し、変更された額の老齢年金給付を支給することとした。

(5) 平成17年10月に、R基金は、確定給付企業年金法112条1項により企業年金基金へ移行し、その権利及び義務は被告Y2企業年金基金に承継された。R基金が支給していた額をY2も支給している。

4 Xらは、①Y2に対して、老齢年金給付を支給する旨の年金支給契約（主位的請求）又は公法上の年金受給権（予備的請求）に基づく年金受給権に基づき、②Y1に対して、Xらと各勤務先であった銀行との間の労働契約に基づき、次のような請求の訴訟を提起した。

すなわち、X8を除くXらは、(a) 本件減額に

よる変更前の給付額による老齢年金給付を受給する権利を有することの確認、(b) 本件減額による変更前の老齢年金給付の支給額と本件減額後に実際に支給された同年金給付との差額等の金員の支払、及び(c) 本件減額による変更前の給付額の老齢年金給付の支払を請求した。X8は、亡Hから相続した本件減額前の老齢年金給付の支給額と本件減額後に実際に支給された同年金給付との差額等の支払を請求した（本判決の事実関係の詳細については、〔佐久間2006, p.25以下〕）。

II 判旨

Xらの請求はいずれも棄却。

1 年金支給契約の成立の可否

(1) 「厚生年金基金が支給する老齢年金給付の仕組みにつき、厚年法が、政府が支給する厚生年金の給付と同様の仕組みを採用していることから、同法は、厚生年金基金が行う裁定についても、社会保険庁長官が行う裁定と同様、権利の発生要件の存否や金額等を公権的に確認するという効力を付与したものと解するのが相当である。してみると、厚生年金基金がする上記裁定は、行政事件訴訟法（以下「行訴法」という）3条2項所定の行政庁の処分たる性格を有するといえるから、行政処分たる裁定を求める『請求』とこれに対する『裁定』とを、契約の申込み、承諾と観念する余地はないというほかない。

(2) 「厚年法及び本件各基金が定める規約には、基本年金と加算年金とを別個の年金給付と構成しているとみられる定めは見当たらず、むしろ、基本年金も加算年金も共に公的給付としての性格を有する老齢年金給付の構成要素にすぎない」。

(3) 「^(ママ)X等と本件各基金との年金支給契約の成立を前提とするXらの主位的請求は、年金支給契約なるものの成立が認められない以上、その余の点について判断するまでもなく理由がない」。

2 規約変更による年金支給額の不利変更の可否

「厚生年金基金が支給する老齢年金給付は、厚年法による保険給付（老齢厚生年金）と同様、事後の社会・経済的な情勢に応じて、その支給額が変動することが想定されているとみるのが相当である。「そうだとすると、厚生年金基金は、厚年法所定の手続に従って規約を変更することにより、受給者等の年金給付支給額を変更することができるといえる」。

3 本件規約変更によるXらの年金支給額の減額の有効性

(1) 「受給者等に対する年金給付の支給額も『保険給付に関する処分』により具体的に発生・変動すると解される（厚年法33条、35条、厚年法施行規則82条1項参照）。したがって、本件減額も、本件規約変更それ自体からその効力が生じるのではなく、R基金が同変更に基づいて再計算をして金額を確認した上で、その結果（変更額）をXらに通知すること（本件通知）により発生すると解すべきこととなる」。

(2) そうすると、「XらのY2に対する（予備的）請求は、本件通知が無効であることを前提として、老齢年金給付の支給額の確認、差額の支給等を求める公法上の当事者訴訟（行訴法4条後段）と構成することができる」。

(3) 老齢年金給付の受給者「への支給額を減額する旨の規約変更については、厚生労働大臣が、かかる規約変更の相当性・合理性の有無……を審査・判断することを想定しているとみるのが相当であり、……してみると、本件規約変更の相当性・合理性の有無の判断も、本件認可の瑕疵の有無の問題に収斂するというべきであり、かつ」、これを上記の(2)で「判示したXらのY2に対する（予備的）請求の理解に投影させるならば、その争点の実質は、本件認可に無効となるような瑕疵があるか否かという問題であると理解すべきこととなる」。

(4) 「厚生労働大臣がする認可がその広範な裁量に委ねられているとしても、支給額を減額する

規約の変更については、これが社会通念に照らして是認するに足りる程度の合理性を有することが確認されるべきであるから、厚生労働大臣の認可の判断に、重要な事実・事情についての判断が欠け、また、その評価が著しく不相当であるといった事情が認められる場合には、その認可は厚生労働大臣に委ねられた裁量を逸脱・濫用する重大な瑕疵があるものとして無効になると解するのが相当である」。

(5) 「本件認可は、本件通達の定め、特に、別紙2の第三、7所定の基準（以下『本件認可基準』という）によりされたと考えられるところ、同基準は、①『基金の存続のため受給者等の年金の引下げが真にやむを得ないと認められる場合』という、支給額の減額に高度の必要性が認められ、②受給者等の選択により老齢年金給付の最低積立基準額相当の一時金を受給し得る措置を講じ、かつ、③受給者等に十分な情報提供が保障されていること、以上を前提として、④受給者等による3分の2以上の同意を得るという手続的な要件を課すことにより、その是非の判断を利害関係者間の合意に委ねたものとみることができる。そして、その内容・枠組みは、厚生年金基金の設立企業、当該厚生年金基金、その加入員及び受給者等といった支給額の減額をめぐる利害関係者の利害状況を適切・妥当に調整し得るものとして相当なものと評価でき、Xらもその基準が相当であることについて、特段争っていないところである。してみると、本件認可が無効であるか否かの判断も、本件認可基準に依拠して検討するのが相当である」。

(6) 「以上によれば、本件認可には、本件認可基準に照らしても、その効力を無効とするほどの瑕疵があったとはいえないから、本件認可が無効であるということとはできない」。「以上の次第で、本件認可が無効であるとはいえないから、本件規約変更及びこれに基づく本件通知により」、本件各基金による「裁定で決定されたX等⁽⁷⁷⁾の老齢年金給付の額は……減額されたこととなる」。

4 労働契約に基づくY1の老齢年金給付支給義務の存否

「R基金の老齢年金給付は厚生年金保険制度の一つとして、厚生年金基金制度の枠組みにより給付されるものであって、その支給根拠は、X等とその使用者であるD銀行、K銀行、A銀行、Y1との労働契約にあるものではない。したがって、XらとY1銀行（X10との関係では直接の使用者であり、その余の原告らとの関係では、同人らの使用者の権利義務を承継した者となる）との間で、老齢年金給付に関する法律関係が生じると解すべき根拠はない。よって、その余の点について判断するまでもなく、XらのY1銀行に対する請求はいずれも理由がない。」

III 解説

結論に賛成。判旨の一部に疑問がある。

1 はじめに

本件訴訟は、厚生年金基金（以下「基金」という）の受給者等が、老齢年金給付が減額されたために、基金及び元事業主を相手取って、減額された老齢年金給付額と従前受給していた給付額との差額の支給等を求めて提起されたものである。

本判決は、基金の裁定は、それが加算部分に対するものであっても、年金支給契約によるものではなく、行政処分である旨をまず判示し、規約の変更による年金支給額の減額をそもそも行うことができるか否かについて論じている。その上で、本件における規約の変更は元従業員である受給者に対して効力を有するかを述べ、規約変更の相当性・合理性の判断は、厚生労働大臣の認可の相当性・合理性で判断し、本件における給付減額が結論としては合理的であると述べている。

その後で、元事業主であるY1が老齢年金給付支給義務を労働契約上負うか否かについて判断し、当該給付は基金が支給する義務を負っているものであり、元事業主は、労働契約上その義務を負っているものではない旨判示している。

2 本判決の意義

近年、企業年金の給付減額に関する裁判例が増えているが、これまでの裁判例の多くは自社年金についてであった。そのような中で、本件は基金の給付減額が初めて争われた事例である。

以上のほか、本判決は、第1に本件認可基準に基づく給付減額を有効とし、第2に基本部分だけでなく加算部分についても、基金による給付の根拠は行政処分性を有する裁定にあるとし、第3に基金による受給者等に対する通知に処分性を認め、第4に基金の規約の意義について初めて判断し、第5に老齢年金給付は基金が支給するものであるから、事業主は、労働契約上、当該給付を支給する義務を負うものではない旨判断した点に意義が認められるであろう。

3 年金支給契約の成否

厚年法上、基金は老齢年金給付について裁定する（厚年134条以下、単に条文番号のみを記載する場合は厚年法の条文である）こととされているが、XらはR基金との間に年金支給契約が締結される旨主張しているのであるから、R基金がなす裁定がいかなる法的性質を有するかが問題となる。

さらに、Xらは、かりに基金による裁定が行政処分性を有するとしても、それは基本部分のみに妥当するものであり、加算部分は、基金との間に年金支給契約が締結される旨主張し、その点につき本判決は判断を下している。

以下、本判決の判示に従って解説する。

(1) 裁定の法的性質

本判決は、厚年法の規定から基金がなす裁定について契約性を否定し、処分性を肯定した（上記II判旨1(1)）。その根拠として本判決は次の理由を挙げた。第1に年金給付及び一時金については基金が裁定する旨の規定（134条）は、厚生年金金本体における社会保険庁長官による裁定（33条）と同様のものであるという点である。第2に厚生年金金本体については、給付に関して不服がある場合には、社会保険審査官及び社会保険審査会

に審査請求することができ（90条）、また訴訟については審査請求前置主義が採用されている（91条の3）が、これら審査請求、再審査請求及び審査請求前置主義に関する規定は基金が支給する給付についても準用されている（169条）という点である。

このように、処分性の有無を判断するに際し、本判決ではこれら2つを考慮して、基金による裁定の処分性を認めている。従来裁判例では、不服申立制度の存在やその他特別の法的仕組みなどを考慮して処分性が判断されているが〔塩野2005, p. 110〕、本判決ではこうした流れと軌を一にし、厚生年金本体と基金がなす老齢年金給付との関係や不服申立制度の存在を考慮して、判断がなされている。こういった判断の方法は従来の処分性に関する裁判例で用いられているものであり、妥当といえるであろう。

- (2) 裁定に処分性が認められるとして、それは基本部分だけでなく、加算部分にも当てはまるか

基金は、老齢年金給付の支給を行う（130条）のであるが、(1)で述べたように、本判決は、基金がなす加算部分についても、行政処分たる性格を有する裁定によって基金と受給者等との間に年金を支給するという法律関係が成立すると述べている。これに対し、基金は老齢厚生年金を代行する基本部分と基金独自に給付設計を行う加算部分とを給付するのであるから、基本部分については行政処分によるが、加算部分については基金と受給者等との間に年金支給契約が締結されるとする説〔畑中2006, p. 42, 角田・畑中2007, p. 16〕がある。

そもそも基本部分及び加算部分という言葉は法令上出てくることはなく、通達である厚生年金基金設立認可基準取扱要領（平1・3・29企年発第23号・年数発第4号）によって、基本部分及び加算部分という言葉が用いられている。そのため、本判決のように、法令上は明示されていないために、「老齢年金給付」という文言に、基本部分と加算部分のそのいずれもが入ると解釈するこ

ともできる¹⁾。

評者は、次の3つの点から老齢年金給付には基本部分と加算部分のいずれもが入ると考えている。第1にどちらの給付も同一の基金が支給する年金給付であり〔根岸2005, p. 104〕、第2に上記取扱要領は厚年法の解釈基準として、行政庁が基金の支給する給付について妥当と考えているものを規定しているのであるから、一応尊重すべきものといえ、第3に厚生年金基金令23条3号には「加算額」という文言が用いられているが、同条は加算型の老齢年金給付の算定方法に関する規定である²⁾といった点である。

また、かりにXらが主張するように、老齢年金給付の基本部分と加算部分の性質が異なるということを前提に考えた場合、基金と受給者等との関係が、基本部分については行政処分、加算部分については年金支給契約というように、基金が行う「裁定」という同一の行為でありながら、基本部分か加算部分かという年金の性質によって、裁定の法的性質が異なるのは妥当でないといえる。この点からも本判決の判示は妥当といえるだろう。

4 規約変更による老齢年金給付支給額の不利益変更の可否

厚生年金本体については年金額の改定に関する規定（2条の2）があるが、老齢年金給付についてはこういった規定は存在しないために、事後に支給額を変更することができるかが問題となる。

この点につき、本判決は、第1に厚生年金本体における不服申立制度を準用（上記Ⅱ判旨1(1)）しており、第2に「老齢厚生年金に係る運用業務の主要部分の遂行を、公法人たる厚生年金基金に委託するものと解することができ（厚生年金基金側の視点からは『代行』ということになる）」るのであり、第3に「厚年法は保険給付の支給額が事後の社会・経済的な情勢に応じて変動（増・減額）することを想定している」ことを挙げて、老齢年金給付支給額を事後に減額しうることを認めている。このように、厚生年金本体には年金額の変動に関する規定があり、当該規定は、

厚生年金本体を代行する基金が支給する老齢年金給付についても当然適用されうるといふ論理構成である。

では、これら厚生年金本体に関する規定を基金が支給する給付にも当てはめるといふ本判決の判断枠組みは果たして妥当なのだろうか。厚生年金本体と基金が支給する給付との関係を考えてみると、厚生年金本体と同様の性質を有するのは基本部分のうちの代行部分だけであり、基金独自の給付設計による加算部分は厚生年金本体とは関係がない。それゆえ、本判決が、基金の支給する給付と厚生年金本体とが同様の性質があると考えて示した上記3つの理由のすべてが、本件で問題となっている加算部分の減額についての根拠とするのは妥当ではないと考えられるからである。

本判決は、上記3つの点を述べた後に、第1に厚年法は、変更しうる規約の内容の範囲につきなんら制限していないのであり、また第2に本件認可基準が受給者等の給付減額をなす際の要件を定めていることから、規約変更によって給付額を不利益に変更しうると述べている。

評者は、基金の支給する給付につき不利益変更をなす際の理由として、上記2つの点を本判決が挙げたのは妥当と考えている。そもそも厚年法は、事業主と加入員から選出される代議員からなる代議員会が規約の変更につき議決する（118条1項1号）こととしているのであるから、規約の変更によって給付を減額すべきか、またどの程度減額すべきかについて、まずは基金内部で決定すべき問題ととらえているといえるだろう。その上で、厚生労働大臣が変更された規約の内容につき認可する（115条2項）こととしており、その際には、本件認可基準が示した要件を満たしているかを判断するのである。厚年法の基金に関するこれらの規定及び上記したように、加算部分は厚生年金本体とは関係のない基金独自の給付であり、本件で問題とされていたのは加算部分の減額なのであるから、本判決は、評者が前段落で掲げた2つの理由のみを述べればよかったと考えられるのである。

なお、本判決は明示していないが、判決を読む

限り、加算部分だけでなく、基本部分も減額されうるといふように読める。しかしながら、本件は加算部分の給付減額が問題となった事例であり、また、代行部分については厚生年金本体の給付を基金が国に代わって行っているのであるから、規約の変更によって減額することができるものと解釈すべきではないだろう。

このように考えると、本判決はあくまで加算部分の給付減額をなすうると述べた事例であり、その限りで妥当なものであると解される。

5 本件規約変更による原告らの年金支給額の減額の有効性

本判決は、Xらに対する給付減額の可否について、本件規約変更、厚生労働大臣による規約変更の認可及び本件減額の関係について述べており、その後で、本件規約変更の相当性・合理性について判断している。

まず、本判決は、老齢年金給付の支給につき、受給権の発生及び給付額は裁定を含む行政処分により発生するとし、本件減額も本件規約変更ではなく、R基金が当該変更によって年金額を再計算し、その結果をXらに通知することによって発生するとしている（上記II判旨3（1））。

その際に、本判決は、33条、35条及び施行規則82条を引用しながら、老齢年金給付の支給の仕組みについて論を進めている。これら規定は、厚生年金本体に関する規定であるから、老齢年金給付について直接根拠となる規定ではない。33条を引用したのは、厚生年金本体の裁定を行うのは社会保険庁長官であり、それと同様の性質を有する老齢年金給付の裁定を行うのは基金であると述べるためであると考えられる。

35条は、厚生年金本体の給付の裁定又は改正する際の端数処理の規定であるから、この規定を処分性の根拠とするのは妥当でないといわざるをえない。加えて、施行規則82条は、厚生年金本体の給付について社会保険庁長官等が処分を行ったときには、請求者又は受給権者に通知する旨の規定である。本判決は、この規定を本件通知の処分性を認める際の根拠としていると考えられる

が、厚生年金本体の代行を行っているのが基金であるから、基金が支給する給付についても厚生年金本体と同様に考えることができるという考えから同条を引用したと考えられよう。

このように、本判決は、本件通知に処分性を認めているのであるが、これは基金による裁定が外部に表示されないために、外部に表示される通知に処分性を認めたのではないかと考えることができる。

こうした判断に続き、本件規約変更の相当性・合理性に関する判断を行っているが、その判断は厚生労働大臣による規約変更の認可に瑕疵があるか否かの問題に収斂するとし、本判決は、厚生労働大臣が規約変更を認可する際に、当該認可につき、相当性・合理性が認められる必要があり、その裁量権に逸脱・濫用があったか否かを判断している。

本判決は、本件認可につき、相当性・合理性が認められる必要があると述べるが、この相当性・合理性という要件は、これまでの自社年金の受給者減額に関する裁判例で裁判所が減額の有効性を判断する際に用いてきた要件と同様のものといえる³⁾。したがって、本判決は従来の企業年金の裁判例の判断枠組みを踏襲したものといえるだろう。ただし、自社年金の事例と異なり、老齢年金給付の減額に際しては厚生労働大臣の認可という行為が介在しており、厚生労働大臣が、本件認可基準に基づき規約変更の認可を行うのである。そのため、本判決は、本件認可基準が妥当か否かを判断した後、厚生労働大臣が、本件認可基準が示した4要件を考慮して規約変更を認可したかを判断している。

そもそも、本判決が指摘するように、115条2項は厚生労働大臣が規約変更の認可を行うか否かにつき、なんら制限を設けておらず、この点からいえば、厚年法が、本件認可につき厚生労働大臣の広範な裁量に委ねたものと考えられる。ただし、その裁量も無制約のものではなく、本件認可基準が示した4要件を満たすか否かを事実関係から判断するというものに制限されると本判決は考えているといえるだろう。というのは、

その後の判示で、本件認可基準を妥当なものであるとし、その枠組みにしたがって4要件が充足されているか判断しているからである。

また、「本件認可が、無効であるとはいえないから」、Xらの老齢年金給付は減額されると述べているが、これは、115条2項の「認可を受けなければ、規約変更の効果は生じない」という規定から導かれているといえよう〔同旨、嵩2008, p. 171〕。これに対し、認可がなされるだけでは規約変更が有効となるとはいえないとする考え〔森戸2004, p. 14, 花見2006, p. 73〕もあるが、本判決はこうした考え方を採用せず、規約変更が有効であれば、Xらのような受給者等にも規約変更の効果が及ぶと解し、認可と規約変更の問題を直結させているといえるだろう。

なお、本件認可基準が示す第1の要件である「基金の存続のため受給者等の年金の引下げが真にやむを得ないと認められる場合」については、本判決が示した前掲I事実の概要3(1)の事情を考慮すれば、本判決の判断は妥当なものであるといえるだろう。この点が、本件とNTTグループ企業(年金規約変更不承認処分)事件⁴⁾とで、結論を分けた点であるといえる。

6 労働契約に基づく元事業主の老齢年金給付支給義務の存否

Xらは元事業主であるY1に対し、労働契約に基づく老齢年金給付支給義務から当該年金給付の支給を求めている。これに対し、本判決は、「R基金の老齢年金給付は厚生年金保険制度の一つとして、厚生年金基金制度の枠組みにより給付されるものであり」として、労働契約に基づくY1の上記義務を認めなかった。

これまで元事業主の老齢年金給付支給義務の存否が争われた事例としては、甲野・S社(取立債権請求)事件(東京地判平成14・2・28労判826号24頁)、D社・S社(取立債権請求)事件(東京地判平成14・2・28労判826号34頁)、TWRホールディングス事件(大阪地判平成16・6・16労経速1886号3頁)及び菅原電気事件(大阪地判平成17・6・22労判901号70頁)が存在する

が、元事業主に当該義務がある旨を述べた裁判例は存在しない⁵⁾。

そもそも労働契約は、使用者の賃金支払義務と労働者の労務提供義務（民法 623 条、労働契約法 6 条（以下「労契」という））からなるのであるが〔西谷 2008, pp. 9-10〕、判例、法令及び労働契約上の条項によって、労使双方に上記以外の義務が課されることがある（例えば、安全配慮義務（労契 5 条）、厚生年金の被保険者資格届出義務（27 条）、不正競争防止法に基づく秘密保持義務及び労働契約に基づく競業禁止義務など）。

法令上、事業主に何らかの義務が課され、当該義務違反が同時に労働契約違反となることは考えられるが⁶⁾、老齢年金給付支給義務を負っているのは基金であり（130 条）、事業主には、法令上、当該支給義務がないのは明らかである。それゆえ、本判決が、労働契約上、元事業主である Y1 には当該支給義務はない旨述べ、老齢年金給付は「厚生年金制度の 1 つとして、厚生年金基金制度の枠組みで実施される」と判示した本判決の判断は妥当なものといえるだろう⁷⁾。

IV おわりに

本判決の射程について述べておきたい。本判決は、基金の加算部分の受給者減額に関する判断が問題となったものであるから、基金による裁定に行政処分性があり、当該裁定によって年金支給という法律関係が発生するという判示部分については、他の企業年金制度に及ぶと解すべきではなからう。

しかしながら、代行部分を有しないが、基金と同様に、法人格を有し、事業主ではない第三者である企業年金基金が給付を行う基金型の確定給付企業年金については、本件における論理構造（規約変更による老齢年金給付支給額の不利益変更及び労働契約に基づく元事業主の老齢年金給付支給義務に関する判示部分）は参考になると考えられよう。

注

- 1) この点について参考となる事例として、基金の解散に際し、老齢年金給付の支払義務を当該基金は免れると定める 146 条の解釈が問題とされたテザック厚生年金基金事件がある。当該事件では、受給権者らは、同条が定める「老齢年金給付」には加算部分は含まれることはないとし、解散するに際し、加算部分支給義務に代わる加算部分相当の清算金の支払義務を当該基金は負うと主張した。この主張に対し、1 審判決（大阪地判平成 16・7・28 労判 880 号 89 頁）は、同条を「基金が支給義務を免れる年金の種類について特段の制限を加えておらず」、「原資に応じて異なる取扱いをすることを予定しているとは認められない」として、同条が定める老齢年金給付には、基本部分はもとより、加算部分も含まれるとした。控訴審判決（大阪高判平成 17・5・20 労判 896 号 12 頁）も、1 審判決を引用し、同様の判断を行っている。
- 2) 同条は「老齢年金給付の額の算定方法は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない」と規定している。
- 3) 自社年金に関する裁判例では、就業規則の不利益変更の法理を類推適用又は参照することが多い。こうした裁判例で示された要件を本事例でも採用していると考えられる。
- 4) 本件は、規約型確定給付企業年金の実施主体である事業主からなるグループ企業が給付減額を行うために、厚生労働大臣による規約変更の承認の申請を行ったが、厚生労働大臣が規約変更を承認しない処分を行ったため、当該処分の取消を求めた事例である。
1 審判決（東京地判平成 19・10・19 労判 948 号 5 頁）及び控訴審判決（東京高判平成 20・7・9 労判 964 号 5 頁）ともに、当該グループ企業では多額の経常利益が計上されているなどとして、いずれも訴えは棄却された。
- 5) ただし、菅原電気事件では、基金が支給する加算部分の受給権と元事業主による労働契約上の配慮義務が問題となっているのであるから、本件や他の事例とは論点が異なるといえよう。
- 6) 事業主による健康保険及び厚生年金の被保険者資格の届出義務違反に対し、労働契約違反に基づく損害賠償請求を認めた豊國工業事件（奈良地判平成 18・9・15 労判 925 号 53 頁）があるが、事業主には健康保険法 48 条及び厚年法 27 条により前記義務が課されている。
そのため、法律上、事業主には当該届出義務が課されている上記事件と本事例とを同様に考えるのは妥当ではなからう。
- 7) ただし、退職金規程から内枠方式が採用されていると考えることができる場合には、基金が

給付減額を行った部分につき、(元)事業主が当該減額部分相当額を支給する義務を負うと解することができる場合もある(詳しくは、〔根岸 2005, pp. 106-107〕)。

引用文献

佐久間大輔 (2006) 「りそな事件」『労働法律旬報』1620号。

塩野宏 (2005) 『行政法Ⅱ 第4版』有斐閣。

角田邦重・畑中祥子 (2007) 「厚生年金基金における加算部分減額の法的検討」(本件鑑定意見書)。

嵩さやか (2008) 「確定給付企業年金の規約変更についての厚生労働大臣による不承認処分取消しの訴えが棄却された事例」『判例評論』598号

(『判例時報』2018号)。

西谷敏 (2008) 『労働法』日本評論社。

根岸忠 (2005) 「企業年金の減額・廃止をめぐる最近の判例動向」『季刊労働法』211号。

畑中祥子 (2006) 「厚生年金基金制度の性質をめぐる法的問題点」『労働法律旬報』1620号。

花見忠 (2006) 「企業年金給付減額・打切りの法理」『ジュリスト』1309号。

森戸英幸 (2004) 「企業年金の労働法的考察」『日本労働法学会誌』104号。

(ねぎし・ただし 上智大学特別研究員)